

第21回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和4年4月20日(水) 13時30分
第21回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和4年4月20日(水) 13時21分

3. 閉 会 令和4年4月20日(水) 14時25分

4. 出席委員

1番 青柳	2番 山口	3番 馬場	4番 星	5番 尾崎
6番 田中	7番 泉	8番 東城	9番 岩井	10番 市村
11番 波多野	12番 菅野	13番 佐藤	14番 小池	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 12番 菅野委員

6. 議事録署名委員 11番－波多野委員 13番－佐藤委員

7. 付議議件

議案第97号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第99号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第100号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第101号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第102号 農地中間管理機構への買入協議の要請について
議案第103号 下限面積の設定について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 羽田野 由美子
廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	<p>第 21 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席委員は 12 番-菅野委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 15 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは第 21 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名員に、11 番-波多野委員、13 番-佐藤委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 97 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明お願いします。</p>
事務局	<p>議案第 97 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については、字来運 1 筆、地目畠、面積は 15,859 m²、利用権の種類は賃貸借の一部解約、契約期間は令和 2 年 12 月 23 日から令和 12 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 3 月 28 日となっております。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字来運 6 筆、地目畠、面積は 31,385 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 29 年 4 月 21 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 4 月 8 日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	合意解約通知について確認決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは決定とします。
事務局	<p>議案第 98 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字以久科北 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 53,632 m²、申請の理由は貸人が離農しているので申請地を賃貸したい。借人が申請地を賃借し営農規模拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p>

	<p>区分 2、関係の土地については字以久科北 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 44,890 m²、申請の理由は貸人が離農しているので申請地を賃貸したい。借人が申請地を賃借し営農規模拡大したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 3、関係の土地については字来運 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 34,307 m²、申請の理由は貸人が農地を使用しないため貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けるとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 4、関係の土地については字来運 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 15,859 m²、申請の理由は貸人が農地を使用しないため貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けるとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 5、関係の土地については字来運 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 57,500 m²、申請の理由は貸人が今後農業は行わないで賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 6、関係の土地については字川上他 6 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 111,838 m²、申請の理由は貸人が法人化のため貸し付ける。借人が法人経営のため借り受けるとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 7、関係の土地については字来運 7 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 37,880 m²、申請の理由は貸人が法人化のため貸し付ける。借人が法人経営のため借り受けるとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 8、関係の土地については字美咲 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 15,022 m²、申請の理由は譲渡人が贈与のため譲渡する。譲受人が経営規模拡大のため譲受けるとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図については 1 から 6 番が 4、5 頁に記載、7 番は 5 頁、8 番は贈与のため省略となっています。</p> <p>現地調査については 1、2 番が 4 月 18 日(月)市村委員、菅野委員、星委員で行っています。3 から 8 番は 4 月 18 日(月)岩井委員、山口委員、馬場委員で行っています。別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分 1、2 の現地確認委員、市村委員どうでしたか。
市村委員	問題ありません。
議長	区分 1、2 を決定してよろしいですか。

全員	異議なし。
議長	<p>区分 1、2 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>区分 3 から 8 の現地確認委員、岩井委員どうでしたか。</p>
岩井委員	問題ありません。
議長	区分 3 から 8 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分 3 から 8 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>ここで休憩とし、日程 9 その他、協議・報告事業(1)の説明をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>それでは休憩を解き日程 4、議案第 99 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 99 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字来運 1 筆、地目畠、面積は 574 m²申請の理由については農業用施設の建設、転用の概要については記載のとおりとなっております。</p> <p>区分 2、関係の土地については字峰浜 1 筆、地目畠、面積は 3,255 m²申請の理由については農業用施設の建設追認、転用の概要については記載のとおりとなっております。</p> <p>位置図については 1、2 番同頁記載となっています。</p> <p>現地調査については 1 番が 4 月 18 日(月)馬場委員、岩井委員、尾崎委員で行っています。2 番が 4 月 18 日(月)小池委員、泉委員、菱川委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	区分 1 の現地確認委員の馬場委員どうでしたか。
馬場委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。

議長	区分 1 について農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分 2 の現地確認委員の小池委員どうでしたか。
小池委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 2 について農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程 5、議案第 100 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明お願いします。
事務局	議案第 100 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については字中斜里他 3 筆、地目畳、面積は 12,648 m ² 申請の理由については土・火山灰採取、採取量は 77,403 m ³ 転用の期間については令和 4 年許可日から令和 7 年 5 月 31 日までとなっております。 位置図は同頁記載のとおり、現地確認は 4 月 18 日(月)岩井委員、馬場委員、尾崎委員で行っています。 別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。
議長	現地確認委員の尾崎委員どうでしたか。
尾崎委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程 6、議案第 101 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明お願いします。
事務局	議案第 101 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1) 所有权の設定関係

	<p>番号 1、関係の土地については、字以久科北 3 筆、地目畠、合計面積は 20,608 m²、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格は 3,503 千円、反当り 167 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字三井 3 筆、地目畠、合計面積は 54,313 m²、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格は 8,092 千円、反当り 149 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字三井 2 筆、地目畠、合計面積は 32,744 m²、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格は 3,161 千円、反当り 97 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>番号 4、関係の土地については、字来運 1 筆、地目畠、合計面積は 36,684 m²、申請の理由については譲渡人が離農するので譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受する。価格は 7,190 千円、反当り 196 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。幹旋委員は馬場委員長、岩井副委員長、尾崎委員、島田委員、東城委員、澤田委員で行っています。</p> <p>番号 5、関係の土地については、字三井 3 筆、地目畠、合計面積は 29,107 m²、申請の理由については譲渡人が離農するので譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受する。価格は 6,470 千円、反当り 222 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。幹旋委員は佐藤委員長、波多野副委員長、菅野委員、市村委員、星委員、大木委員で行っています。</p> <p>番号 6、関係の土地については、字豊倉 3 筆、地目畠、合計面積は 55,527 m²、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受する。価格は 15,979 千円、反当り 288 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。幹旋委員は佐藤委員長、波多野副委員長、菅野委員、市村委員、星委員、で行っています。</p> <p>位置図については 1 から 3 番まで 9 頁、4 から 6 番は 10 頁に記載となっています。 別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書も併せて確認をお願いします。 以上です。</p>
議長	(1)の所有権の設定関係について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 (2)利用権の設定関係について説明お願いします。

事務局	<p>(2)利用権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地については字来運 4 筆、地目畠、合計面積は 31,580 m²、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 15 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 7,000 円、支払方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>位置図は同頁に記載となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	(2)の利用権の設定関係、1 番について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 7、議案第 102 号農地中間管理機構への買入協議の要請について説明お願いします。</p>
事務局	<p>議案第 102 号農地中間管理機構への買入協議の要請について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字来運 10 筆、地目は記載のとおり、合計面積は 130,704 m²、斡旋申出年月日は令和 3 年 12 月 23 日、斡旋委員は馬場委員長、岩井副委員長、尾崎委員、島田委員、東城委員、澤田委員で行っています。</p> <p>所有面積は記載のとおり、位置図は同頁記載となっております。以上です。</p>
議長	区分 1 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	異議なしと認め決定します。
事務局	<p>議案第 103 号下限面積の設定について</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 5 号の農林水産省で定める基準について、農地法施行規則第 17 条第 1 項の面積を下記のとおり適用する。</p> <p>方針、現行の下限面積、2ヘクタールの変更は行わない。</p> <p>理由、2020 農林業センサスで、管内の農家で 2 ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の 9 割を超えていたためとなっております。以上です。</p>

議長	説明があつたとおり、下限面積は現状と同じく変更なしでよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認め決定します。</p> <p>ここで休憩とし、日程 9 その他、協議・報告事項の説明をお願いします。 (一時休憩)</p> <p>本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。</p> <p>ありません。</p>
	以上をもちまして第 21 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 4 年 4 月 20 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 佐藤 公紀

議事録署名委員 波多野 克哉